まちの掲示板 お知らせ

	_	監督·安衛課 安全衛生係	浦河労働基準監督署	▼お問い合わせ先		の行事等の実施	1万	べその	見学会等の開催、作文・写	オ 労働衛生に関する講習会	訓練等の実施	急時の災害を想定した実地	素欠乏症等による事故等緊	エ 有害物の漏えい事故、酸	場、功績者等の表彰	ウ 労働衛生に関する優良職	ローガン等の掲示	イ 労働衛生旗の掲揚及びス	管理者による職場巡視	ア事業者又は総括安全衛生	▽実施事項	11時ます。11日の11日の11日の11日の11日の11日の11日の11日の11日の11日	一健康管理 進める 広ける		7 3 Ĵ	) 平成25年10月1日~10月7日	▽期間	平成25年度全国労働衛生週間	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	お知らせ	
マリーダイヤル 0120-81-6105	本言ス、――こここ そこ末月	目炎トットライン」をご	◇一般の労働相談は道の「労働		をご覧ください。	rd/sms/	http:/www.pref.hokkaido.lg.jp/	詳しくはホームページ		ます。お気軽にご相談くださ		幌近郊以外の方には現地に出向	守の上、迅速に対応します。札	申請は簡単・無料で、秘密厳	ります。	双方の歩み寄りによる解決を図	問題点に応じた助言等を行って	員が、当事者から事情を聴き、	使の各委員三者一組のあっせん	労働問題に精通して公・労・	を行っています。	る「個別的労使紛争あっせん」	関するトラブルの解決を支援す	者個人と使用者間の労働問題に	の解雇や賃金未払いなど、労働	北海道労働委員会では、突然	「「う」には「「」」	「固則内労吏分争ちっせん」雇用トラブルの解決を支援する	角えるましまで	解夬を支爰します雇 用 ト ラ ブ ル の	  -  *
れています。れています。	フィーフィの馬車にしい 随力	く、つ 主亘 ここし、 章	ーこよる章がハ者等用註	しかしながら、「心ないドラ	近い便利な場所にあります。	めにつくられ、建物の出入口に	きるように、普通のものより広	用している方などが乗り降りで	このスペースは、車いすを使	用スペースです。	乗り降りや歩行が困難な方の専	い者等用駐車スペースは、車の	店舗などの駐車場にある障が	通コ利用にてして	E 刂 月 こ つ ヽカし者等 月駐車場			道庁別館 10階	, 史 )区		年末年始を除く)	8時45分~17時30分(祝日、	月~金曜日	0 1 1 2 0 4 1 5 6 6 7	北海道労働委員会事務局調整課	◇「あっせん」窓口(相談・申請)		相談員が対応します	年末年始を除く)※専門の労働	12時00分~20時00分(祝日、月~金曜日	
台ごとに加入が義務づけられての自動車の保有者に、自動車1		らすものです。	者にとこても悲愴た緑果をもた	でまい、祝害者にとっても力害	であり、皮害者につてら口害	交通事故は車社会の負の部分	となっています。	にもなり得る極めて深刻な状況	が交通事故の被害者にも加害者	死傷者は窓万人と 国民の誰も	年の事故発生件数は約67万件、	減少傾向にあるものの、平成24	致は、年		犯罪です!	無保険で(無共済)での運行は	自期責任隊・自期責夫法	自告責保険・自告責もない。	を角耳女いっちょうしえそとずら	済につい	自賠責保険・			0 1 1 2 0 4 1 5 2 6 8	福祉援護課福祉基盤グループ	保健福祉部福祉局	▼お問い合わせ先	しょう。	駐車場への迷惑駐車はやめま	用できるように、障がい者等用	
になれます		++n-//www iihai inでリ	なお、自賠責制度の詳しい内	かけ忘れにご注意を!	軽二輪自動車)は有効期限切れ、	以下のバイク(原動機付自転車・	に、車検制度のない250cc	四輪車ももちろんですが、特		険・共済なしての運行は法令違	車損害賠償保障法)、自賠責保	入が義務づけられており(自動	転車を含むすべての自動車に加	賠償を目的として、原動機付自	自動車事故の際の基本的な対人	自賠責保険・共済は、万一の		行は法令違反です!	自賠責保険・共済なしでの運		ても大切です。	十分に理解・認識することがと			一人一人が、より一層自賠責	चे - +n	<b>旬の保護を目的としていま</b>	賠償を保障する制度であり、被	に、すべての被害者の基本的な	順責任を担保するととも まえ的にすべての力害者	おり、基本内こすべての加害者

まち	0	)	<b>a</b>	<b>/</b> ]	ŧ		1	<i>S</i>			0	2	2	C																					
	お問い合わせください。	になることかありますのて	合やフ防している場合も文象		サービスを受けられている場	ただし、自立支援法に基づく	せん。	用は出来	介護保険サービス、労災の介	◇注意	給。	136、880円の範囲で支	じて、月額29、290円~	ス、介護用品の購入などに応	後遺障害の程度や介護サービ	◇支給額	損、他損、時期は問いません)	定の要件に該当する方(自	時の介護を必要とする方で一	まい、1997年19月1日、1997年19月10月1日、1997年19月1日、1997年19月1日、1997年19月1日、1997年19月1日、1997年19月10月10月10月10月10月10月10月10月10月10月10月10月10月	客二員豪を受け、宮寺くよ疽で 服や脊骼(あた)に解脱音脈	で、凶や脊疽または匈复邪蔵	自動車(バイクを含む)事故	◇対象者	へ介護料支給	○重度後遺障害者となられた方		ます。	さんに次の援護制度をご紹介し	より、交通事故被害者世帯の皆	ナスバ(自動車事故対策機構)	ご存じですか?	世帯の皆さん~	<b>通事故被</b>	
(オナアノギマ検索)	http://www.nasva.go.jp/			<b>儿晃巨雪友斤</b>	自動車事故対策機構	▼お問い合わせ	とも出来ます。	までの間、返還を猶予するこ	各種学校への進学者は、卒業	ただし、高校、大学、その他	の分割	は月賦・半年賦併用による、	1年経過した後に、月賦また	貸付期間終了後6カ月または	◇返還方法	◇利子 無利子	するまで	貸付決定時から中学校を卒業	◇貸付期間	4 4、 0 0 0 円	小・中学校入学時に入学支度金	以後月額 20、000円	一時金 155、000円	き	◇貸付金額	(生活困窮家庭に限ります)	対象者を扶養している保護者	◇申込者	(0歳~中学校卒業まで)	た方の義務教育終了前の子弟	障害(脳損・脊損)を負われ	により、死亡または重度後遺	自動車(バイクを含む)事故	◇対象者	〇交通貴尼等育戎資金の賞寸
	よう。	J		歩き回ることは危険です。体	○道に迷ったときは、むやみに	どの準備も忘れずに。	応できるよう雨具、防寒具な	ましょう。天候の急変にも対	○事前に目的地の天個を確認し	)すうこーコュンには、「別」、	○単独てノ山することに出来る		ままったう。	公式家矢を四人これらせてる	○」「きた、帚宅子」を)またいを)	分注意しましょう。	安全のために、次のことに十	菜挧りを楽しみましょう	などりたぜんせいかけい。山	いたけに気をつけて	ため、無理な行動を控え、一人	遭難などの事故を未然に防ぐ	かけることになります。	地元の人たちにも多大な迷惑を	いったん事故が起きますと、	<u>च</u>	なり、方向を見失うケースで	多くは、つい採ることに夢中に	発生していますが、その原因の	毎年、山菜採りによる事故が	えました。	秋の山菜採りのシーズンを迎	古以山にてし	女方 ニーク	
俗主えて そら方してしょう		建東沴蜇)と味津皆尊(寺定呆	♪防のための健康診	合、共済組合等)は、生活習慣	(国民健康保険、健康保険組	平成20年度から各医療保険者		より予防可能です。		バランスの取れた食生活、適度	生活習慣病は、一人一人が、	になります。	疾患や脳卒中等を発症すること	を招き、重症化すると虚血性心	質異常症等の生活習慣病の発症	肥満症、高血圧症、糖尿病、脂	や運動不足などの生活習慣は、	などのバランスを欠いた食生活	糖分、食塩、脂肪の過剰摂取		診しましょ	特定健康診査を		0 1 1 2 0 4 5 2 0 9	文化・スポーツ課	道庁環境生活部くらし安全局	▼お問い合わせ先	サーを守ら起し。	トーを守しまっよう。	の持ち帚りなど、基本的なマ	○自然を大切にすることやゴミ	がけましょう。	非常食等を携行するように心	無線幾等)や、笛、ラジオ、また、通信手段(携帯電話	いく こう、 2月1日1日 元文 11年5日7日前回14日、
			0 1 1 2 0 4 5 2 4 4	国保医療課国保運営グループ	保健福祉部健康安全局	▼お問い合わせ先		受診しましょう。	見のため、毎年特定健康診査を	ういう、 空間の子 ひ・早其発		わせください。	お勤めの事業所)にお問い合	(協会管掌健康保険加入者は、	くは加入している医療保険者	額等が異なりますので、詳し	診場所、健診時期、自己負担	4 各医療保険者によって、健		保健指導を実施します。	せた食事指導や運動指導等の	た方には、個々人の状態に併	1212		群の方を発見します。	シンドロームの該当者・予備	導の対象となるメタボリック	2 特定健康診査で特定保健指			ている方、及び長期入院や施	診する時点で75歳以上に達し	険者・被扶養者の方です。(受	75歳以下の年齢に達する被保1 文象者に名 度中に4歳以丁	

21 〈2013広報日高10月号〉